

## 一八四八年における「コルポラシオン」の語義

井手, 伸雄

<https://doi.org/10.15017/2244039>

---

出版情報 : 史淵. 103, pp.107-129, 1971-02-15. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 一八四八年における「コルポラシオン」の語義

井 手 伸 雄

はじめに

一八四八年の二月革命直後成立したリュクサンブール委員会（正式には『労働者対策政府委員会』）の選出母体としての corporation, corps de métier については、すでにパリ労働者階級の構成という視点から喜安朗氏のすぐれた分析があるが、本稿ではこの corporation が当時何を意味していたかを再検討するひとつの手がかりとして、このことばの一八四八年を中心とする使用例、とくに労働者側の用例をみることにしたい。

注

(1) 喜安朗「二月革命におけるパリ労働者階級の構成について」(史学雑誌、六六の十二、昭和三十二年)

一

まず最初に、リュクサンブール委員会の選出母体としての corporation について、喜安氏の見解をふりかえってみることにしよう。周知のように「社会主義者」ルイ・ブランを議長とし、労働者アルベールを副議長とするリュクサンブール委員会は、二月革命直後の二月廿八日に行われた、「労働省」又は「進歩省」設置を要求する労働者の市役所前示威運動の圧力を背景に、それを支持するルイ・ブランと、それに反対する他の閣僚との妥協の結果成立したものであった。その

翌々日の三月一日、委員会最初の集會が行われ、約二百名の労働者代表がリュクサンブル宮殿に集った。主として G. Cahen の論文に依拠した喜安氏の研究によると、かれらは「パリの種々の corporations の代表者」（官報「モントゥール」の表現）であった。corporation とは「絶対王制下において絶対王制の産業規制の基軸となる手工業者の同業組合であるが、この時期のそれが手工業者との関連性を無視しえないとしても、そのような歴史的性格をもつものではなかった」。注目すべきことは、この corporation が当時「パリの全産業にわたって存在するものではなかった」ことである。その理由として、(1)三月一日に集った労働者代表をルイ・ブランが正式に任命しようとしたとき、労働者たちがまだ全産業のものが代表を送っていないことを指摘して反対したこと、(2)一労働者がルイ・ブランにあてた手紙の中で、社会改革の提案として人民の全活動分野を各々の corporation に組織することを説いていること、(3)更にこの時期には組織化された corporation が存在しなかったのは確実である、とする Cahen の指摘があげられている。他方、三月十七日に雇主の正式代表を送った七七の corps de métier については、「その大部分は商業、小産業、あるいは建築や交通事に属する。単にいくつかのもの——精糖業、紡績業の如き——が大産業に属するだけである」という Cahen の記述が注目されている。そしてこの項の結論として、corporation, corps de métier は「この時期においても手工業者を中心とした組織体である点には変わりなく、パリの産業の手工業的側面を反映するものである。しかし同時にそれはかなりの崩壊過程をたどっているものであって、手工業部門に全般的に存在するものではないのであり、これは手工業自体の崩壊過程がこれらの組織の崩壊として現象しているとみなしうる。」とされる<sup>1)</sup>。

以上のように喜安論文においては、当時のコルポラシオンは「手工業者を中心とした組織体」と規定されるが、それが崩壊過程にあるものとして、更には手工業自体の変質・崩壊との関連において把握されている点に特色があるといえよう。

ところで、「コルポラシオン」を手工業者の組織体であるとしても、その実態についてはそれだけではなお不明確な点のこのるといわねばならない。

(一) Cahen は「当時組織されたコルポラシオン (corporation organisée) が存在しなかったことは確実であろう」と述べている箇所で、コルポラシオン組織化を主張する一労働者 (Vingard aine——サン・シモン主義者でシャンソン作詩者として知られる) の手紙を紹介したのち、更につづけて「しかし、同一職業に属する労働者と雇主が、しばしば共通の利害を検討するために集ったということはありうることである」として、三月におけるいくつかの集会を当時の新聞によりあげている。つまり彼は、同一職業の労資双方の集会から代表選出が行われた可能性について、示唆を与えているといえよう。ここで重要な点は、(1)同一職業の結果であること、(2)労資双方の結果であることの二点である。(1)の点は、かつての「コルポラシオン」がもっていた産業規制としてのギルド的性格を喪失し、いわば形骸として残っている当時の「コルポラシオン」が維持している性格であり、(2)については、「コルポラシオン」を手工業者の組織とする場合、雇主と労働者とともに含めたものとも考えられるが、一八四八年当時果してそうであったかどうか検討される必要があるであろう。また雇主、労働者双方の代表者選出母体が同一であったかどうか問題になるであろう。この点から注意されるのが、Cahen の論文中にもしばしばみられる「労働者のコルポラシオン」(corporation ouvrière, corporation des ouvriers) という表現である。しかもこの表現は著者自身の用語というよりむしろ、一八四八年当時使用された表現を著者が借りてきたものと考えられる。もし労働者だけの「コルポラシオン」が現実でありえたとすれば、前述の一労働者による「コルポラシオン」組織化の要請の意味も、おのずから異なったものになりうるであろう。即ちこの場合は、パリの労働者を同一職業毎に組織すること、いいかえれば職業別組合(クラフト・ユニオン)組織化の要請と考えることも可能であろう。

(二) 労働者代表選出母体としての「コルポラシオン」について考える場合、委員会の設置決定(二月廿八日)から代表選出(三月一日)までの準備期間が全くなかったこと——廿九日の一日だけ——を考慮しなければならない。そしてこのことから、「コルポラシオン」が代表選出にあたっての応急処置としてとりあげられたという印象を否定できないし、何よ

りも労働者代表の正式任命の経過がそのことを示していよう。前にみたように、三月一日に集った労働者代表は労働者自身の反対によって正式任命に至らず、そのため議長のルイ・ブランは三月六日「各職業毎に」三名の代表を直ちに選出するよう呼びかけている。その結果選出された二四二名の代表が正式に任命され、三月十日そのリストが「モニトール」紙上に発表された。しかしこれで最終決定には至らず、更に三月廿三日には前回の代表を含む四五四名のリストが公表されている。このように労働者代表選出は一挙に行われていないのであるが、ここで注意されるのは、その選出方法が最初の「コルポラシオン」から職業別に変っていることである。この変更は、「コルポラシオン」がパリ全産業にわたって存在していなかったことに基ずく変更であるが、しかし「コルポラシオン」が元来職業別の組織であることを考えれば、選出方法に基本的な変化はなかったとすべきであろう。当時労働者の公的代表を選出する場合、職業毎に選出する方法がとられたのであって、例えば一八六二年のロンドン万国博覧会に対する派遣代表者選出の場合も職業単位に行われている。このような職業別の代表者選出の方法は、個々の仕事場或いは企業をこえた、同一職業間の組織の存在ないし結集の可能性を前提としており、そのようなものとして「コルポラシオン」が最初にとりあげられたと推定される。ここで、一八四八年当時のパリに存在したと思われる何らかの労働者組織、とくに同一職業の労働者によって結成された共済組合、或いは抵抗組合等の職業別組合が、この代表者選出に関係していたかどうかを問題にしなければならないであろう。

(三) 雇主代表を送った *corps de métier* の中に、手工業ではない大産業の部門に属するものが、少数ではあるが含まれていたことが指摘されたが、このことは当時の *corps de métier* (*corporation* と同意義) ということが、本来の意味を拡大した形で使用されていることを示している。いいかえれば、手工業者の同業組織という意味から、単なる同業組織という意味に変わりつつあるといえる。

このように、一八四八年における「コルポラシオン」又は「コール・ド・メティエ」が何を意味するかを考える場合、本来の意味内容から多少のずれがあることに注意すべきであろう。次節においては、このことを考慮に入れながら、角度

をかえてその意味を考えていふこととする。

注

- (1) 前掲論文111〜113頁。
- (2) La chanson française: le pamphlet du pauvre, du socialisme utopique à la Révolution de 1848. Introduction et notes par Pierre Brochon, 1957, pp.23-25.
- (3) G. Cahen, Louis Blanc et la Commission du Luxembourg (1848) (Annales de l'Ecole libre des sciences politiques, Ann. 12, 1897), p.191, note 1.
- (4) Ibid., pp.212, 219, 368, 379, 460.
- (5) 一八四八年がうまう年であったことな、二月二十九日の「モニトール」の存在からわかる。Ibid., p.190.
- (6) 労働者代表選出の仕方は必ずしも統一されず、また各職業三名という原則も守られていないが、とくに興味深いのは、同一職業的結集からの代表にまじって職場又は企業単位で代表を選出したがる例の存在である。(紡績工、ヴァイレッターの製紙工場等) Ibid., pp.192-193.
- (7) E. Levasseur, Histoire des classes ouvrières et l'industrie en France, 2. éd, T.2, 1904, p.624; E. Dolléans, Histoire du mouvement ouvrier, T.1, 1953, p.267; E. Dolléans et G. Dehove, Histoire du travail en France: mouvement ouvrier et législation sociale, T.1, 1953, pp.301-302. この場合はパリの共済組合が選挙事務所を組織して半年近くかかって五〇〇名の代表を選出した。
- (8) 例えば一八四〇年のパリに二〇以上の共済組合があったといわれる。一般に十九世紀前半期の労働者組織化においては、職業別の傾向がよくなる。この点からとくに進んで来たのは印刷工、大工、左官、石工、仕立工、帽子工等の手工業部門の労働者であった。H. Sée, Histoire économique de la France, T. 2, 1951, p.198; E. Dolléans et G. Dehove, op. cit., p.236; P. Louis, Histoire du mouvement syndical en France, T.1, chap III; E. Labrousse, Le mouvement ouvrier et les idées sociales en France, de 1815 à 1848. (Les cours de Sorbonne), 1954, pp.79-82.

## 二

まず、リュクサンブール委員会に対する労働者代表選出と、当時存在していた労働者組織との関係から検討したい。その一例として、当時のパリで最も組織化の進んでいた印刷工をとりあげる。パリ印刷工は早くから団結禁止法にふれない共済組合等を職業別に組織しているが、一八三九年に成立した『印刷業親方組合委員会』（*Chambre syndicale des Maitres Imprimeurs*）に対抗して、非合法組織として『印刷工組合』（*Société Typographique*）をこへり、一八四二年から翌年にかけて労資混合委員会を成立せしめ、賃金表を決定して、当時としては珍らしい団体交渉に成功している。Paul Chauvet の研究によると、一八四八年のリュクサンブール委員会に印刷部門の労働者代表の氏名が明らかにされているが、これらの人々の経歴を職業別にみると次表のようになる。

これらの印刷・出版労働者の代表廿三名中、職業別組織からの選出が確認されているのは、銅版印刷工の三名と製本工の四名の場合のみであるが、印刷工の二名（Garde, Masson）、機械監督 Vacquelin、及び植字工の三名は、それぞれの職業別組合の運動において指導的役割を果たした人々であり、それぞれの組織によって選出された可能性はきわめて大きいといつてよい。また、仮とじ製本工の三名の場合はその組織そのものの存在が明確でないが、P. Chauvet はかれらを選出した組織の存在を推定している。活字鑄造工と石版印刷工の計六名の場合は不明であるが、前者については一八四二年における組織活動が労働者新聞「ラトリエ」の記事により知られるけれども、一八四八年当時の組織の存在が確認されていない。また後者も七月王政期に存在していた職業別組織との関連が明確ではない。

以上の検討から、印刷・出版業におけるリュクサンブール委員会労働者代表廿三名中十七名は、それぞれの職業別組合に少くともなんらかの関係をもつ人々であり、その選出は職業別組合を通じて行われたと考えてはば間違いないといえよう。したがって印刷部門に関する限りでは、代表選出母体としての「コルポラシオン」が、実は労働者の職業別組合を意

| 職 種                                | 労働者代表名                            | 経歴又は組織との関連事項  |   |       |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|---|-------|
| * 印刷工 (又は印刷機械工)<br>imprimeur       | ① Dubois                          | 不 明   |   |       |
|                                    | ② F. Garde                        | 第二帝政期に Société des Imprimeurs の組合長となっている  |   |       |
|                                    | ③ L. Masson                       | 1848年当時 Société des Imprimeurs の組合長   |   |       |
| * 印刷機監督<br>conducteur              | ④ Vacquelin                       | 1843~1864年間 conducteurs の共済組織 Société de Gutenberg の組合長   |   |       |
| 仮とじ製本工<br>brocheur                 | ⑤ Giraldois<br>⑥ Guénard          | } 不 明   |   |       |
|                                    | ⑦ Paillad                         |   | リュクサンブール委員会労働者代表たち間で結成された「セーヌ県労働者中央委員会」臨時事務局のメンバーのひとり |       |
|                                    | 活字鋳造工<br>fondeur en caractères    | ⑧ V. Dumont   | 「セーヌ県労働者中央委員会」臨時事務局のメンバーのひとり                          |       |
| ⑨ Féron                            |                                   | 不 明   |   |       |
| ⑩ Laville                          |                                   | 不 明   |   |       |
| 植 字 工<br>compositeur               | ⑪ G. Duchêne                      | 七月王政期末より労働者新聞の編集者として活躍、二月革命後 Comité Typographique 書記、のち Société des corporations réunies の臨時事務局のメンバー、また1848年から第二帝政期にかけての Proudhon 協力者としても知られている |   |       |
|                                    | ⑫ Parmentier                      | 印刷工組合 Société Typographique のリーダーのひとり、1843年の閉交に労働者代表として出席している。1848年には「セーヌ県労働者中央委員会」の組織化を提唱し、その臨時委員長となっている                                       |   |       |
|                                    | ⑬ Viez                            | Société Typographique のリーダーで 1843 年の閉交に出席、また労働者新聞 L'Atelier (1840-1850) の常任編集者のひとり  |   |       |
| 銅版印刷工<br>imprimeur en taille-douce | ⑭ Fanner<br>⑮ Bourdeau<br>⑯ Girot | } この職種には1830年から共済組合がつくられているが、1848年革命直後別の組織が結成され、その代表としてリュクサンブールに送られている  |   |       |
|                                    | 石版印刷工<br>ouvrier lithographe      |   | ⑰ Delarue<br>⑱ Bertrand<br>⑲ Morier                   | } 不 明 |
|                                    |                                   |   | 製 本 工<br>relieur                                      |       |

[表の注] \*印刷業においては1830~48年間にケーニッヒ型印刷機の導入がすすみ、手仕事にとってかわりつつあった。1848年のバりに 120 台使用されたといわれる。imprimeurs はこの新しい印刷機の操作係を中心とするものであり、また conducteurs はその機械の監督に当る新しい職種で、元 imprimeurs であったものが多い。なお職場長 (protes) とは別箇のものである (Cf. Histoire générale du travail, T.3, par C. Fohlen et François Bédarida, Nouvelle Librairie de France, 1964, pp.71-78)

味していた、より正確に言えば、それらの職業別組合は当時「コルポラシオン」のひとつとみなされていた、ということが出来るであろう。他の職業においてもそうであったかどうかは、ここでは確認するに至っていないが、また雇主の場合も同様に検討の必要があるが、いずれの場合も、何らかの職業別組織（同業組織）が存在する場合は、その組織が選出母体となりえた可能性はきわめて強いと考えるをえない。

注

- (1) 一八三〇年に三九の共済組合が確認されている。Paul Chauvet, *Les ouvriers du livre en France, de 1789 à la constitution de la Fédération du Livre, Paris, 1956, p.644.*
- (2) *Ibid.*, pp.128 et suiv. 一八四三年賃金表が *Ibid.*, pp.648-652. に掲載されているが、労資混合委員会の労働者代表をみることで植字工であり、植字工中心の組合と見ることが出来る。組合長は労働者 L'Atelier の発行責任者となった Leneveux であった。組合員数については、結成当時百五十名位にすぎなかったが、賃金表決定後急増し一八四五年に千二百人、一八四八年には千五百人に達している。(Cf. Paul Louis, *Histoire du mouvement syndical en France, T.1, 1947, p.79*)
- (3) Chauvet, *op. cit.*, p.186.
- (4) Chauvet, *op. cit.*, ②, pp.176, 559; ③—④, pp.370-371; ⑦—⑧, p.187; ⑨—⑩, p.392; ⑪, pp.168-170, 173, 175, 199; ⑫, pp.131, 187, 189, 652; ⑬, pp.131, 652; ⑭—⑮, pp.403; ⑯—⑰, p.416; ⑱—㉓, p.431. ㉕—㉙: *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français, pub. sous la direction de Jean Maitron, Pt.1: 1789-1864, par R. Dufraisne, G. Duveau, R. Gossez, J. Maitron, J. Vidalenc et Jean Dautry, T.1-3, Les Editions Ouvrières, 1964-66.* ㉚: A. Cuvillier, *Un journal d'ouvriers: L'Atelier (1840-1850)*, Ed. Ouvrières, 1954, pp.31, 58, 181, 201.
- (5) Chauvet, *op. cit.*, p.431, note 1.
- (6) *Ibid.*, pp.390-392. 「トーマス」の記述については A. Cuvillier, *op. cit.*, pp.113, 128.
- (7) Chauvet, *op. cit.*, pp.414-416.
- (8) 雇主(業者)の組織は七月王政期において手工業部門・建築部門でみられるが、まだ一般化していないといわれる。例えば大工、左官業でははじめ一八〇八—一八〇九年に組織され、七月王政期に再組織、「パリ及びセーヌ県木組業者組合委員会」(一八四一)、「パリ及びセーヌ県左官業者組合委員会」(一八三九)がある。(R. Joran, *L'organisation syndicale dans l'industrie*

du bâtiment, Paris, 1914, pp.15-18, 33-38) Cf. J.-P. Aguet, Contributions à l'étude du mouvement ouvrier français : les grèves sous la Monarchie de Juillet, Genève, 1954, p.380.

三

この節では一八四八年当時の文書（街頭ビラや新聞）を中心に、corporation 或いは類似のことばの用例を検討する。

(A) 二月革命当初、七月王政期に印刷業界に普及したケーニッヒ型印刷機に対する機械破壊運動（いわゆるラッドイト運動）が始まっているが、すでに一八三〇年の七月革命直後のそれを経験している印刷工の指導者たちは、この種の運動の無意味なことを力説して中止を訴えるビラを掲示した。それは「すべての corps d'état に訴える」という語句で始まっている。<sup>1)</sup>

(B) 国会議員選挙日（四月廿三日）の前日に出された印刷工のアピールは、選挙当日に予定されるシャン・ド・マルスでの全労働者の集会に対する参加を呼びかけ、次のような行動プランを説明している。

「代表者たち（リェクサンブル委員会労働者代表たちのこと——引用者注）によって討議され作成された国会議員立候補者リストが配布される。次に各 corporation は旗を先頭に秩序正しく行進し、その後直ちに各自区役所に赴き投票を行う。」

(C) 保守派の勝利に終わった国会選挙後成立した政府は、次第に反動的反労働者の性格を明らかにしていくが、五月十五日の国会乱入事件ののち、地方の軍隊をパリに集結せしめる口実として『調和・平和・労働の祭典』（Fête de la Concorde, de la Paix et du Travail）を五月廿一日に強行した。この政府の計画に対して最初からリェクサンブルの労働者代表たちは反対し、この祭典に参加しないよう呼びかけたが、これに呼応して印刷工組合は不参加を声明するビラを発行している。

「すべての corporation の労働者に訴える。パリ印刷工委員会はずべての corporations 代表者たちの反対に心から賛成し、政府の企てる調和と称する祭典に出席しないことを宣言する。」<sup>(3)</sup>

ここで「コルポラシオン代表者」とあるのは、リュクサンブール委員会労働者代表のことである。<sup>(4)</sup>

(D)この五月廿一日の祭典で注目されることは、手工業労働者の中でもとくに上級の熟練労働者と考えられる職人たちが——独身の職人組合員で「フランス修業巡歴」を行う——が、リュクサンブール傘下の労働者たちの意向とは逆に、それに参加していることである。このことは当時のパリ手工業労働者内部の政治分裂として興味深いものがあるが、この参加の状況を報じた当時の新聞は、「種々の corps de métier が自分たちの試作品 (chefs-d'oeuvre) をたずさえてやってきた」と伝え、<sup>(5)</sup> また五月廿三日付の官報「モニトゥール」は、アルジェリアや地方の諸県から集められた軍隊や国民軍、学生たちにまじって、corporation が参加し、試作品をかかげ、職人組合のシンボルを身に飾って行進したと報じている。<sup>(6)</sup>

以上(A)(B)(C)(D)の用例からまずいえることは、corporation, corps de métier, corps d'état ということばが、当時の労働者にとってきわめて親しいものであったこと、つまり生きたことばとして存在したということであろう。(C)における「corporation の労働者」なる表現からは、必ずしもコルポラシオン労働者組織と判断することはできないが、(D)の場合はこの点よりはっきりしている。即ちここでは職人組合 (Compagnonnage) そのものを示すものとして使用されている。いいかえればそれは、親方⇨手工業者を含まない、職人⇨手工業熟練労働者だけの組織を意味するものに転化しているといえよう。corporation と職人組合との共通性は、その組織構成の同一職業的性格にあり、この共通性にもとずいて、このことばが職人組合に転用されたと考えることができる。

このような転用の例は、職人組合関係資料においてしばしば見出されるものであり、職人組合的用語法といっても過言ではないであろうが、更により広く手工業労働者の職業別組織一般に対しても転用された例として、何よりも、リュクサンブール委員会労働者代表たちによって、委員会解散後つくられた新しい組織を挙げることができる。リュクサンブール

委員会に集った労働者代表たちは、すでに三月中旬頃から委員会とは別箇に独自の組織、『セーヌ県労働者中央委員会』(Comité central des ouvriers du Département de la Seine) 或いは『リュクサンブール代表者中央委員会』(Comité central des Délégués du Luxembourg) を組織し、四月の国会議員選挙運動の指導や、パリ労働者の組織化と連合に当たったといわれるが、<sup>(11)</sup> 委員会の解体後まもなく新しい中央組織を結成している。即ち『コルポラシオン連合会』(Société des Corporations réunies) がそれで、『単一のパリ労働者組織の機関紙』(P・ヴィジエ) として『労働者新聞』(Journal des Travailleurs) を六月四日から廿三日にかけて六号発行している。<sup>(12)</sup> その第三号(六月十一日——十五日号)は、Pierre Vinçard(宝石細工工)を委員長とする委員会の名で、『労働者へのアピール』を掲載し、『プロレタリアートの解放』と『社会的諸権利の獲得』を目的とすることを明記した、『コルポラシオン連合会設立規約』(Règlement constitutif de la Société des Corporations réunies) を発表した。こゝで使用されている「コルポラシオン」が労働者組織を意味することは明らかであり、またこの組織がパリの各職業毎の手工業労働者組織(II)「コルポラシオン」の連合統一を意図したことはいうまでもないであろう。更に注目すべきことは、このアピールの署名者の中にリュクサンブール代表者とともに、国立作業場の労働者代表の名が<sup>(13)</sup>加わっていることで、単に組織労働者だけでなく、失業労働者をも含めた、より広汎なパリ労働者の結集が意図されていたといえよう。(この時期にはすでに、革命直後パリ労働者への譲歩策として設置された国立作業場の廃止についての政府方針は明らかなものになっており、リュクサンブール労働者代表たちと国立作業場労働者との結合を示すこの組織の存在は、来るべき六月廿三日—廿六日の蜂起、いわゆる六月蜂起との関連において重要視されるが、蜂起自体におけるその役割は不明である。) このアピールの結果、労働者組織の代表たちはしばしば廃兵院近くのコンスタンティヌ通りで集会を開いたといわれる。また五月末から六月にかけて行われた多くのストライキは、この組織の指導によるものと推定されている。<sup>(14)</sup>

以上のように一八四八年の六月蜂起直前に、『コルポラシオン連合会』という名称をもって、職業をこえた手工業労働

者の統一が企てられたことがわかるが、このような試みの先駆として、一八四五年のパリ印刷工の提唱による『コルポラシオン中央委員会』<sup>(15)</sup>があげられる。これについては詳細は判明していないが、おそらく一八四三年の賃金表決定に成功した印刷工組合を中心とする動きの結果と思われる。即ち、彼等は「特別基金」を設けて他の職業の組織化の助成を企てている。当時の印刷リーダーのひとり Joseph Mairat が一八五二年の『新コルポラシオン年鑑』(Almanach des corporations nouvelles) に次のようにのべているものと、おそらく同一のものであろう。「一八四八年の革命直前に、種々の sociétés corporatives の代表二名ずつから成る中央委員会が組織された。」<sup>(16)</sup>

更に興味深いことは、この種の連合、コルポラシオン連合としての労働者統一の試みが、第二共和制期の地方諸都市でもみられることであろう。例えばリヨンにおいて『コルポラシオン連合中央クラブ』(Club central des corporations réunies) が印刷工を議長に結成され、リヨン労働者の政治運動の指導にあたり、パリの『セーヌ県労働者中央委員会』と同様の役割を果たしたといわれる。<sup>(17)</sup> また一八四八年末から翌年にかけて『コルポラシオン・ランス協会』(Association rémoise des corporations) が組織されているが、<sup>(18)</sup> 当時ランスには廿一の「労働者コルポラシオン」(corporation ouvrière) があり——その中には大工、左官、仕立工等の伝統的手工業職種とともに、紡績工、織布工等の繊維工業(毛織物工業)の職種が入っているのが注意される——、これらの結集・連合が考えられたのである。ランスの場合の特色は、この連合が当時の小ブルジョア共和党である「山岳党」<sup>(モンテール)</sup>の立場に立つ Agathon Bressy の指導によって組織されたことであり、この点において、パリの場合と比較して政治的性格を異にするといわなければならない。彼はかつて、七月王政期の共和主義的秘密結社『人權協会』(Société des Droits de l'Homme et du Citoyen) のメンバーとして、一八三一年及び三四年のリヨン蜂起に参加の経験をもつ医師であった。彼は『ランス協会』(L'Association rémoise, journal fondé par les corporations) という新聞を四九年一月から発行し、失業手当給付等の共済活動を主目的とするコルポラシオンの結集をはかると同時に、山岳党路線の政治運動、とくに選挙運動の組織化に力を入れた。各コルポラ

ションは五名の委員会により運営され、また協会はコルポラシオン毎に二名の代表と新聞編集員とからなる「中央指導委員会」によって運営されている（しかし新聞編集員は決議権をもっていない）。このような Bressy の活動と労働者組織の連合運動は、一八四九年六月の秩序党による山岳党弾圧策によって、また究極的には一八五〇年末の共済組合解散令によって壊滅せしめられるが、その間、『コルポラシオン連合』(Corporations réunies) 或いは『労働議会』(Chambre du travail) という名称をもつ連合組織が見出されることは、ランスにおけるバリの影響を示すものとして注意されよう。<sup>(2)</sup>

## 注

- (1) P. Chauvet, op. cit., p.175. 署名者の中にはリュクサンブル代表となった G. Duchêne の名がみえている。また同趣旨の声明書が *ouvriers imprimeurs de Paris* の名で出され、その署名者の中には F. Garde が入っている（前節の表を参照のこと）。また七月革命直時の印刷工の機械破壊運動のことでは Ibid., pp.95-99; J.-P. Aguet, op.cit., pp.11, 14 et suiv. 同様な表現が三月二十日の職人組合統一集会への呼びかけにもみられる。《Aux Compagnons de tous les Devoirs et de tous les Corps d'Etat》(Jean Briquet, *Agricol Perdiguer, compagnon du tour de France et représentant du peuple, 1805-1875, 1955, p.244*)
- (2) Le Peuple constituant (4月22日号) cité par P. Chauvet, op. cit., p.190.
- (3) B.N.I.P.s<sup>1</sup>4.943 cité par P. Chauvet, op. cit., p.193. 上の巻典のことでは Cf. Jean Dautry, 1848 et la II<sup>e</sup> République. 2. éd., revue et corrigée, 1957, p.169.
- (4) 「同業組合」とはリュクサンブルの労働者の新しい名称 *Compagnons* (Gaston Martin, *La Revolution de 1848. (Que sais-je?)* P.U.F., 1948, p.96. 井上幸治訳「二月革命」(文庫クセサト) 一〇四頁。
- (5) この点に関してエートリは政府側の労働者階級分裂策を指摘し (J. Dautry, op. cit., p.110, note 2)「ブリケはロンペンニムの保守性を指摘している」(Jean Briquet, *Signification sociale du compagnonnage, Revue d'histoire économique et sociale, Vol.33, 1955, p.328*) なお一八四八年には職人組合の各職業組織間の連合・統一の試みがあり、例えば三月二十日の統一集会には八千〜一万人が集まった。E. Martin Saint-Léon, *Le compagnonnage, 1901, pp.154-155*; J. Briquet,

Agricol Perdiguer, op. cit., p.244-245.

(6) La Patrie (22 mai), cité par E. Martin Saint-Léon, op. cit., p.155.

(7) 職人組合のシンボルとして杖やリボンがあり、各職業組織により杖の長やリボンの色等が決っていた。Ibid., pp.89-91;

Agricol Perdiguer, Mémoires d'un compagnon, Nouvell éd., 1943, p.319.

(8) Cité par J. Briquet, op. cit., p.247.

(9) 「それ(職人組合)は同じ都市で同一の職業の労働者を結集した」(E. Labrousse, Le mouvement ouvrier et les idées sociales, op. cit., p.73). その「連帯は同一職業に限られた」(A. Kirch, Le compagnonnage en France, 1901, p.53)

(10) 例①王政復古期に指物職人として職人組合員となつて「フランス修業巡歴」を行い、七月王政期に職人組合の改革(職人組合相互間の対立の消滅)を主張し、一八四八年四月に国会議員に当選した Agricol Perdiguer (1805-1874) の著書 Mémoires d'un compagnon, 1856. 以下同じ。(Nouvelle éd., 1943, op. cit., pp.134, 233, 234, 241.)

例②一八二二年ホルターにおける職人組合会議「フランス最初の労働者全国大会とされる」以下同じ。「すべての corps de métier」間の争いをなくし、和解 (fraternisation) を実現するものが中心議題であった。(Arch. Nat. F7. 9786 cité par M. Moissonnier, La révolte des canuts, Lyon, novembre 1831, 1958 p. 34; Dictionnaire biographique, op. cit., Tom. 3, pp.379-380. François Sanlaville, Etienne Vous の項)

例③リトクサンブル委員会での労働者代表となつた Pierre Vinçard は、職人組合の内部対立をこころ正すにも次のようにいっている。「このように職人組合の同職組織 (métiers en corps) の分裂の思想は、相互に対立させて公共の平和に危険を及ぼすにすぎないために採用された。一大政策体系の結果であった。」(P. Vinçard, De la condition des ouvriers de Paris de 1789 à 1841, 1841. cité par Briquet, op. cit., p.247)

(11) G. Cahen, op. cit., pp.374, 474-475; J. Dautry, op. cit., p.110; P. Chauvet, op. cit., p.187.

(12) P. Chauvet, op. cit., p.199; Dictionnaire biographique, op. cit., Tom. 3, p.513 (Pierre Vinçard の項); P. Vigier, La Seconde République. (Que sais-je? No.295) P.U.F., 1967, p.40. 以下 Pierre Vinçard と Vinçard aîné の順に考た。

(13) Dictionnaire biographique, T.3, p.513. 以下同じ。この署名表は同じ Pierre Vinçard, A. Blum, Lafaute, Bacon, F. Gartin, Petit-Bonnard, Ardillon などである。前三者はリトクサンブル代表者であり、後の四者は国立作業場労働者代表

である。なおこれらの人名はルイ・ブランがその著書「一八四八年革命史」に引用している共同宣言の署名者とはほぼ同一である (Louis Blanc, *Histoire de la Révolution de 1848*, 1871, Tom.2, pp.136-137) Cf. G. Cahen, *op. cit.*, p.474-475, note 3.

- (14) 一八四八年におけるパリ労働者階級の中央組織と考えられる『セーヌ県労働者中央委員会』及び『リュクサンブール代表者中央委員会』、『コルポラシオン連合会』の相互関係については、研究者の意見は必ずしも一致していない。J. Dautry は「労働者新聞」の発行団体として『セーヌ県労働者中央委員会』をあげ、その呼びかけにより五月十五日以降毎週定期的にコンスタンテイーヌ通りの建物で集会が開かれ、また六月二十一日には「コルポラシオンの総会」が召集されたと指摘しているが、『コルポラシオン連合会』については何ら言及していない (J. Dautry, *op. cit.*, p.180)° G. Cahen は委員会解散後も存在しつつ、労働者の統一と指導を与える「行動委員会」の役割を果たしたものとして『リュクサンブール代表者中央委員会』をあげ、D.C. McKay, *The National Workshops, a study in the French Revolution of 1848*, Cambridge, Harvard Univ. Press, 1933 (reprint, 1965) p.19. は、『セーヌ県労働者中央委員会』がリュクサンブール委解体後名称をかえて『リュクサンブール代表者中央委員会』になったとしている。喜安期「フランスにおける資本と労働の『初期的』対抗」(歴史学研究、二二七号、十一頁)では、当時の警察報告にもとずいて、五月と六月のストライキや街頭デモの指導組織として『リュクサンブール代表者中央委員会』があげられている。ともあれ、これらの組織がいつれもリュクサンブール労働者代表を中心とする組織であることに変わりはなく、情勢の変化により発展し名称を変えていったとも考えられるが、名称の変化が組織上のそれにもとずいたものであるかどうか、『コルポラシオン連合会』の場合は別として、今のところ確認できない。また『コルポラシオン連合会』の結成は六月蜂起直前であり、この新しい組織の名の下に本格的活動を開始する十分な余裕のなかったことは当然考えられる。なお『セーヌ県労働者中央委員会』とパリ印刷工との密接な関係については前節のリストを参照されたい。

- (15) R. Gossez, *L'organisations ouvrières à Paris sous la Seconde République* (1848, levrier 1950) cité par J. Dautry, *op. cit.*, p.40.

- (16) Cité par P. Chauvet, *op. cit.*, p.132. なおこの年鑑の標題「新コルポラシオン」は、コルポラシオンの意味という観点から注目されるが、これは一八五二年二月に組織された全職業の労働者のための『労働新聞協会』(Société de la Presse du Travail) が目的のひとつとする労働者組織であり、協会の規約によると、この「新コルポラシオン」の主要目的として、賃金表の決定(とくに賃金低下に対する抵抗が強調される)、病气、事故、老年、失業に対する扶助、職業教育の組織化、協同組合一八四八年における「コルポラシオン」の語義 (井手)

的工場の設立等があげられている。この組合は別名《Association corporative》とも呼ばれているから、熟練労働者中心の職業別組合としてよいであろう（*Ibid.*, pp. 241-242）。また「新」という形容詞のもつ意味はここでは明らかでないが、一八六八年の「インターナショナル」第三回大会におけるベルギー代表 César de Paeppe の報告の中に同じ表現があり、そこではかつてのギルド組織としてのコルポラシオンと区別するために、「新」が附加されたと解される（E. Dolléans, *op. cit.*, pp. 313-314）。

(17) P. Chauvet, *op. cit.*, p. 465. 同じような都市内の全職業の労働者結集の動きは、ナント、ツールーズ、メッツにおいてもみられる（*Ibid.*, pp. 491, 509-10; *Dictionnaire biographique*, *op. cit.*, T. 3, p. 340, Rontort の項）

(18) 以下次による『Dictionnaire biographique, *op. cit.*, T. 1, pp. 298-230, (Agathon Bressy の項) この連合組織は最初《Société rémoise d'assistance fraternelle》と称されていた。

(19) ランスは当時マルヌ県一帯の毛織物工業の中心地である。この時期は機械化の進行期にあたり、一八四八年革命期には機械破壊運動がおきてくる。C. Fohlen, *L'industrie textile au temps du Second Empire*, 1956, pp. 176-7, 465.; E. Lavissee, *Histoire de France contemporaine*, T. VI, 1921, p. 19.

(20) このようなブレイシイの活動は、一八三四年の「人権協会」が組織しようとしたといわれる「コルポラシオン中央委員会」を想起せしめるが、これについては早急に判断を下すことはできないようである。E. ドレアンはこの「人権協会」による労働者組織化の構想を明らかにした警察関係資料の信頼性を問題にしており（E. Dolléans, *op. cit.*, pp. 90-91）、人権協会構想とブレイシイの連合組織との近親性を云々するためには、なお慎重な検討を要しよう。

#### 四

最後に、自らの組織を「コルポラシオン」と呼称又は規定している職業別組合の例として、パリの製靴工の場合をみることにする。

パリ製靴工は職人組合、共済組合などの形で早くから組織化の道をすすんできた職業のひとつであるが、二月革命後組織されたものの中に、自らを「コルポラシオン」と呼ぶ組織のあったことは、次の四月十七日の集会を召集する街頭ビラ

から推定される。

「パリの製靴工及び木靴製造労働者のコルポラシオンの全兄弟たゞに対する「アピール」(Appel à tous frères de la Corporation des ouvriers Cordonniers et Bottiers de la ville de Paris)

このアピールは集会の議題として(1)組合規約の決定、(2)賃金表を実施するためにとるべき手段、(3)コルポラシオンの国立作業場における労働の組織をあげている。ここでわれわれの注意をひく点は、呼びかけの中に「組織の区別なく」(sans distinction de société)という表現があること、その署名者の中に Guillaumou の名がみえることであるが、これらの点からこの製靴工の組織が職人組合的性格のつよいものであったと判断される。何故なら、ギョムーは製靴職人として一八四八年当時のパリにおける職人組合の連合統一運動に指導的役割を果たした人物であり、それを目的のひとつとする『コンパニオン・クラブ』(Club des compagnons de tous les Devoirs)の書記であった。手工業労働者の中でもとくに、「フランス修業巡歴」を行う独自の熟練労働者——「コンパニオン」と称される——によって組織された職人組合 (Compagnonnage) では、前近代的な儀礼 (rites) を異にする組織間の相互対立が激しく、流血の乱闘さわぎをひきおこすことも多かったが、王政復古末期以来七月王政期を通じて、この手工業労働者内部の反目、抗争を克服しようとする努力がくりかえされてお<sup>り</sup>、一八四八年の職人組合統一の試みはそのひとつの帰結といえるものであるが、製靴工のように、同一職業の中に相対立する職人組合が組織される場合もあり、したがって同一職業の労働者間の対立もここでは珍らしいことではなかった。「組織の区別なく」という語句は、このような悲しむべき事態からの脱却の意志をあらわすものとして、この時期の労働者の特徴的な表現といえよう。

一八四八年の製靴工の「コルポラシオン」について詳細は不明であるが、この点から注目されるのが一八三三年の秋ストライキの期間中に組織された製靴工組合であろう。J.-P. Aguet の研究によると、一八三三年は一八四〇年ととに、七月王政期におけるストライキ件数のピークを示す年であるが、パリ製靴工のストライキは同年秋に相前後して行われた仕

立工、印刷工のそれとならんで、その指導者の明確な存在——Efrahem, Grignon, J. Leroux——<sup>51)</sup>、彼等による著述活動、更には彼等と共和主義的秘結社『人権協会』との結びつきが、大きな特色としてあげられる。一八三三年十月末からバリの製靴工六千名は、Efrahem の指導の下に賃金引上げを要求してストライキに入ったが、十一月四日に開かれた総会において、臨時委員会が作成した賃金表案とともに、「製靴工コルポラシオンの規約」(Règlement de la corporation des ouvriers cordonniers) が採決されている。その規約前文によると、「コルポラシオンによって組織される労働者」は次の三つの目的をもつ、(1)各 corps d'état 内において、また種々の corps d'état 間において維持されてきたあらゆる分裂をなくすこと、(2)雇主の「支配と強欲に抵抗するために相互援助を与えること」、(3)「社会的資本 (un capital social) を設け、組合員がそこで仕事を見出し、且その利益は組合に属するような工場 (établissement) の建設に使用すること」。①②についてはあらためて説明するまでもないであろう。③からはこの組織が生産組合を目標としていたように印象づけられるけれども、規約第四十三条に「社会的資本」の使用は賃上げのための全面的罷業の場合のみと規定されており、また一八三三年のスト経過中に実際に試みられているように、雇主のロック・アウトに対するスト戦術としての組合工場が考えられていた、とすべきであろう。規約第一条—第五条によると、コルポラシオンは地区アロデスマンカルピエ<sup>52)</sup> (区又は街) 毎の支部から成り、その支部役員から選出された委員会が指導に当るが、この委員会は更に全フランスの「労働者連合の総委員会 (comité général de la Fédération des ouvriers) の設立に協力する」ことが明記されている。このように製靴工組合の構想においては、職別組合(＝コルポラシオン)を基礎として、更にそれらを統合した、職業をこえた広汎な労働者の団結が意図されたことがわかるが、このことは製靴工指導者 Efrahem が同年に刊行したパンフレット『全職業別組合労働者の連合組織について』(De l'Association des ouvriers de tous les corps d'état. Paris, Auguste Mie, s. d.) に<sup>53)</sup>より明確な形で展開されている。この著書の内容についてはすでに別稿<sup>54)</sup>において検討したことがあるので、ここでは省略するが、そこにおいても、基礎組織としての職業別組合を意味する

ことばとして、すでにみてきたような *corps d'état*, *corps de métier*, *corporation* が使用されている。

以上パリ製靴工の組織化運動において、その出発点としての製靴工のみの職業別組合が「コルポラシオン」として表現されたことをみてきたが、これに関連して、このことばが前にみたように職人組合に密接な用語のひとつであり、他方製靴工においては職人組合の伝統が存在していることに注意しなければならない。

なおここで、当時のパリ製靴工がどのような賃労働の形態をとっていたかについて一言しておきたい。パリ商業会議所が行った一八四七—四八年のパリ工業調査結果<sup>11)</sup>によると、パリ労働者は労働条件のちがひによって四つのカテゴリーに分けられ、製靴工は仕立工とともに第四の「針仕事に従事する労働者」に入れられる。このグループの大きな特徴は、家内労働 (*travail en chambre*, *travail à domicile*) と出来高払賃金 (*à la tâche*) とされているが、このことから製靴工及び仕立工において、商人業者の支配の下に原料の分配を受けて出来高制で働く家内労働者、または小親方層 (親方労働者 *chefs d'atelier*) の存在を推定することが可能である。仕立工の場合この点について確認され、一八三三年のストライキ当時パリの仕立工は次の四種に分類されている。(1) 親方の工場内で出来高給で働く企業内労働者 (*appiécieurs du dedans*)、(2) 出来高給で働く外業部 (街) の労働者 (*appiécieurs du dehors ou de ville*)、(3) 日給で働く日雇仕立工 (*pompiers*)、(4) ズボン・チョッキを請負で (*à forfait*) 製作する自宅女子労働者。またストライキの交渉相手について労働者側の文書は、「パリの商人仕立業者」 (*marchands tailleurs de Paris*) と表現している<sup>12)</sup>。ここでは明らかに独立した手工業親方—職人の手工業関係に代って、商人的業者—小親方を含む職人—手工業労働者の関係が基本的に成立しているといえよう。これに対して、製靴工の場合は明確なことが判明していないが、*Reni Gossez* が一八四八年の六月蜂起を中心とする社会的対抗関係の中で、リヨン絹工業タイプ<sup>13)</sup>の商人業者—小親方層の対抗関係の重要性を指摘し、そのいくつかの例のなかに、被服商人製造業者 (*marchand confectionneur d'habits*)—請負仕立工 (*tailleur à façon*)、及び靴商人製造業者 (*marchand cordonnier*)—家内製靴工 (*cordonnier en chambre*) の関係をめぐっている<sup>14)</sup>。

製靴工における仕立工と同様の関係成立の予想を裏すけるものであろう、一八三三年のストライキを行った六千人の製靴工の中には、このような家内労働者——実質的には労働者の地位におかれたかつての親方層——も当然含まれていたと考えられる。なお製靴業においては一八四四年にナントで機械生産が出現し、靴甲と靴底を鋏釘でとめる縫目なしの靴が大量生産できるようになり、一八四九年頃には手仕事を駆逐しはじめたといわれる。<sup>(9)</sup>

注

- (1) 製靴工はパン焼工とともに職人組合における最下層（ペリア）といわれ、建築工などから軽蔑をうけた。その組織の早いのは一八〇七年につくられたこと。E. Martin Saint-Jéon, *op. cit.*, pp.90, 95-96; E. Labrousse, *op. cit.*, p.72. またその共済組合としては一八四〇年に組織された《La Laborieuse》が知られており、一八四八年後それは生産協同組合に転化した。H. Séé, *op. cit.*, p.204. (この組織については一八五〇年の Pauline Roland のルポルタージェがある。Edith Thomas, Pauline Roland, Paris, Rivière, 1956, p.134.)
- (2) Histoire du peuple français, pub. sous la direction de L.-H. Parias, T.4: De 1848 à nos jours, par Georges Duveau, Nouvelle Lib de France, 1965, p.162. べきの複製が掲載されている。
- (3) Jean Briquet, *Agricol Perdiguiet*, *op. cit.*, pp.249, 251-252; E. M. Saint Léon, *op. cit.*, p.153. Guillaumou には著書として Les confessions d'un compagnon, 1864. があり、とくに一八四八年のコンパニオン活動の資料として貴重なものである。
- (4) 職人組合は建築工に中心とした各職業の組織からなるが、十九世紀の初めそれらは大別して二つの連合体にわけられる。(1) compagnons du Devoir de Liberté (Les Enfants de Salomon). (2) compagnons du Devoir (Les Enfants de Maître Jacques; Les Enfants du Père Soubise) (1)に属する主な職業は石工、指物工、鋏前工、(2)の中心をなすものは石工、大工に指物工等であるが、とくに大工はひとつの職業だけで独立した分派 (Les Enfants du Père Soubise) を形成していた。一般には儀礼の相違により二つのグループに分けて説明される。(即ち「ロンモンの子孫」「ジャック親方の子孫」「スビーズ神父の子孫」) 指物工アグリコル・ペルティエは(1)に属し、製靴工ギョームは(2)に属した職人であった。なお一八三〇代にくると、これらの職人組合に反抗した若手層による新組織 L'Union des travailleurs du Tour de France が結成される。E.

Martin Saint-Léon, op. cit., pp.88 et suiv.; H. Sée, op. cit., pp.197-198; A. Perdiguer, Mémoires, op. cit., pp.133-4; E. Labrousse, op. cit., pp.71-78, 167.

(5) 例えは王政復古末期の一八二一年キルソー大会について(前節注(10)を参照。七月王政期ではアグリコル・ペルディギエの職人組合改革の主唱(「職人組合の書」Le Livre du compagnonnage, 1839の出版)及びこれに対する「エニオン」陣営のらるPierre Moreauの批判(「職人組合廃絶論」°キルソー・キルローの論争の発展として)Flora Tristanの全労働者(男女)の結集を主張する《Union ouvrière》(1843)が生れつゝJean Briquet, op. cit., pp.201 et suiv.; cf. J.-L. Puech, La vie et l'oeuvre de Flora Tristan, 1803-1844, 1925, Pt. 3, chap. III.

(6) そのほか石工、大工、指物工、錠前工も分裂してゐる。大工の場合については拙稿「七月王朝期におけるパリ建築工の運動」(史淵、六十七・八合輯)一〇八〜一一〇頁を参照のこと。

(7) J.-P. Aguet, op. cit., p.365.

(8) 互々のストライキ三人の指導者については Ibid., pp.75-86, 92-94, 97-99; E. Dolléans, op. cit., pp.82-88; E. Dolléans et G. Dehove, op. cit., pp. 209 et suiv.

(9) 《Fédération de tous les ouvriers de France, règlement de la corporation des ouvriers cordonniers.》Paris, Impr. Auguste Mies, 1838. 規約原文については J.-P. Aguet, op. cit., p.93. 規約自体については Dictionnaire biographique, op. cit., T.1, p.427, Courtaisの項に詳しい。エニオンはキルソーの製靴工組織は Société d'Amitié fraternelle としう名称をもちていたようである (Dolléans, op.cit., p.86)° コルボランオンは固有各詞とすゝたの普通各詞として用ゐられたと考へられる。なおこの組織は警察の干渉により短命に終つてゐる。

(10) 拙稿「七月王朝期における労働者の組合意識」(世界史研究、十七号)° このパンフレットの著者 Efrahem は「人権協会」のリーダー Marc Dufrasse のペンネームと考へられた。 (J.-P. Aguet はこの説をうける op. cit., p.117) しかしエニオンはデフロンヌの書いた同じ趣旨の「人権協会」のパンフレット l'Association des travailleurs, chez A. Harvard, s.d. との比較により、その文体の相違を指摘して否定してゐる (Dolléans, op. cit., pp.86-87)° Dictionnaire biographique, op. cit., T.2, p.119 et p.151. 以下は「デフロンヌ著者説」をいふ「推定」として否定された。

(11) Statistique de l'industrie à Paris résultant de l'enquête faite par la chambre de Commerce de Paris pour les années 1847 et 1848, 1851. 以下は Horace Say (Président de la Chambre de Commerce de Paris), Enquête sur

*l'industrie à Paris pendant les années 1847 et 1848.* (*Journal des Economistes*, 1851, T. II, Bruxelles) pp. 251-265 以下を Cf. G. Renard, *La République de 1848.* (*Histoire socialiste*, T. IX) pp. 329-330.

(12) H. Say, *op. cit.*, p. 260. 四つのカテゴリリーとは(1)建築作業場に働くもの、(2)工場又はマニファクチュールの労働者、(3)小仕事場の労働者、(4)針仕事の労働者となっている。

(13) J.-P. Aguet, *op. cit.*, p. 75 et p. 79.

(14) 一八三二年のリヨン絹織物工の蜂起の中心的主体は、数人の職人(三〜四人)を雇い、数台の織機を所有し、商人業者(約八百名)から原料の供給をうけて請負仕事を行う小親方(約八千人)であった。Maurice Moissonnier, *La révolte des canuts*, Lyon, *op. cit.*, p. 22.

(15) Remi Gossez, *Diversité des antagonismes sociaux vers le milieu du XIX<sup>e</sup> siècle.* (*Revue économique*, T. 7, 1956) p. 451.

(16) E. Martin Saint-Léon, *op. cit.*, p. 142; E. Labrousse, *op. cit.*, p. 166.

## 結 論

以上で、本来手工業者の組織体を意味した *corporation*, *corps de métier* ということが、一八四八年当時、広く十九世紀前半期において、手工業労働者の職業別組織に対して——雇主の同職組織に対しても当然考えられる——使用されたこと、逆にいって職業別の労働者組織が *corporation* と称される慣行の存在していたことを明らかにしたと思う。本稿のまとめとして次の二点をあげておきたい。

(一)すでに一七九一年三月の法によりコルポラシオン(ギルド)は廃止されたにもかかわらず、「コルポラシオン」という古いことばは、十九世紀中期の労働者の間では新しい意味を附加されて、即ち同一職業の労働者の結集体を意味するものとして生きつづけたといえる。とりわけ資本—労働の階級対立の激化した一八四八年のパリにおいて、職業を超えた手工業労働者の連合・統一が、「コルポラシオンの連合」として試みられたことは注目に値しよう。

しかし他方、古いことばが依然として使用されているということは、それと職人組合との密接な関連からもわかるように、当時の労働者において支配的な手工業的存在形態の反映にほかならないが、この場合商人業者—職人・家内労働者の関係が成立している製靴工において、典型的な「コルポラシオン」がみられることに注意しなければならない。それは商人業者の支配の下に賃労働者化されつつある小親方層を含んだ、商人業者に対抗するための、仕事場をこえた横断的労働者組織と考えられる。

(三)職業別組合を示す普通名詞としての「コルポラシオン」又は類似語の使用は、当時における特殊な例というよりむしろ、かなり一般化—日常化していたように思われる。とくにパリのみでなく、リヨン、ランス等の地方郡市でもその使用例がみられることは、このことを物語るものであろう。更にそのことは第二帝政期にも指摘されるところであり、例えば一八六二年のロンドン万国博覧会に派遣された労働者代表たちの報告書においてもしばしば見出される。七月王政期から第二帝政期にかけて活躍したフランス労働運動の指導者のひとり、アンティーム・コルボンが一八六三年に、当時の「パリ労働者の心をもっともとらえているのはコルポラシオンの思想 (l'idée corporative) である」という時、この記述から、当時のパリ労働者の市民革命前のギルド組織に対する回想的あこがれを想定すべきではなく、労働者が自らの生活を守るための基礎的組織、職業別組合に対する深い関心を示していると理解すべきであろう。

注

(一) E. Dolléans, op. cit., pp.270 et suiv. また一八七〇年一月 E. Varlin の手紙 (E. Dolléans, op. cit., p.346 cité) に おおぐ、更にはコミューン期のパリ労働組合関係資料におおぐもみらむ (A. Molok, Les ouvriers de Paris pendant la Commune, Cahier du communisme, mai-juin 1951, pp.617-622).

(二) Anthime Corbon, Le secret du peuple de Paris, 1863, cité par Jean Montreuil, Histoire du mouvement ouvrier en France, 1946, p.106.

## Le Sens du Mot «Corporation» en 1848

par Nobuo IDE

Malgré l'anéantissement de toutes espèces de corporations (maîtrises et jurandes) par la loi du mars 1791, le mot «corporation» ou «corps de métier», nous pouvons observer, continue de subsister dans la société française, en particulier dans le monde ouvrier au milieu du XIX<sup>e</sup> siècle, tout en s'altérant comme celui qui signifie l'organisation des ouvriers manuels de même métier, contenant les groupes compagnonniques.

On en pourrait trouver quelques exemples : (1) dans le mode d'élection des délégués ouvriers parisiens à la Commission du Luxembourg ; (2) dans les journaux publiés sous la Seconde République ; (3) dans l'organisation centrale des ouvriers parisiens constituée à la veille des Journées de Juin, «la Société des Corporations réunies» ; enfin, les sociétés de résistance des ouvriers cordonniers de Paris, nommées par eux-mêmes «corporation», sont mises à l'examen.